橘菴漫筆

二編

壹

隨
6
六

イ 5
348
6

門 イ 會5
號 348
卷 6

東牖子序

馬田昌調撰

天下之言有眞者有偽者有正者有衺者有一而二者有二而一者有同而異者有異而同者或有古今殊訛者或有華夷混淆者故口能言而心不得者其類至多自非極其根株窮其窟穴無有能得其正眞而不差者

明治　年　月　日
坪田　氏寄贈

也然世之鹵莽多因循於豕偽
乖謬者怡然不疑甚則薰蕕不
辨淄澠無別沓合流蕩正真遂
泯焉告子所謂無得於言不求
於心者蓋復多矣友人田仲宣
學通今古識達華夷言論精確
皆有明證實極根株窮窟穴能
得其正真而不差者不與夫世

東牖子ハ友人田仲宣の号也
元よりく和漢の書ふくらくこ生要哉
いりあまねくそ元よりかふうし阿と
聊く筆ふすゝの遊ひとみにより桂とを
集く既りせにちて要題しく

東籬子といふ作者あり序文の依頼
数千巻板木に鏤たる書林何某
色々世俗の筆あるものを梓に上し
さまざまに東籬子に況んとす又東籬子云
昔日東籬子繋乗に罷すまかりて人

薄物細故亦天地之塞人事之
六也余之則不能無不足也因
仰宜此編其志在必尽薄物細
故乎之人其雅可以為一擬
見也属書肆刊之而需余
一言余曰人不必西求之

已則雖未能無纖瑕言異然至於不舍之涉物細故者出所謂因之志矣遂以斯言題卷尾而應惠其需云

壬戌秋日　董蕙僅生茶識

橘菴漫筆二編序

我

古先聖王之政。自京師以至諸國。皆各有學。講文練武。歷朝不乏其人。以致太平之化。保平之際。紀綱擾亂。弒逆之禍方起。海内

瓦裂。自爾以来。振干戈數百年。文學之徒。掃地而盡。天運反復。傾否為泰。慶元之政。皆由先王舊典。彰善癉惡。仁澤洽乎兆民。海内一統。文學之徒。相繼不絶。家家講文練武。市兒俚嫗。猶能識字解文嗚呼

昭代德化之盛。亦可以見。友人田宮仲宣甫。平生好讀書。祁寒苦熱。未嘗廢業。隨有所得。日記數千言。細大不擇。頗為之議論。今如此編。乃其餘事也。仲宣甫亦能遺外聲利。而不慕乎富貴。濟世之志。孜孜不已。其識寔高。其於文雅風流。何止於此。書成。屬雷

為序述余之所知。以贈之云。

文化二年九月穀旦　聖護王府侍臣　國栖雷識於
左京錦里忍容齋

橘庵漫筆二編一目録

泰平蒼生　一
螺蛤　二
かしこ傳　三
織部盃　四
兒手柏　五
帳祝　六
本玉眼鏡　七
懶架　八
白石李　九
御所様　十
茄子漾　十一
河古多瓦　十二
泥亀立死　十三
雲数樹　十四
淫欲闘合　十五
新田山　十六

納豆 十七
澤菴漬 十八
譬諭 十九
鴨立澤 廿
御母屋 廿一
雪隠 廿二
利息子母錢 廿三
十錦 廿四
九字 廿五
後宴 廿六
荷前 廿七
御寮人御曹子 廿八
燈火臺 廿九

橘菴漫筆二編一

田仲宣編

㊀魚は水に住んで水を知らず人は空に住んで空を見ず福者の子は富貴を知らず太平の民は仁徳に浴することを不弁して唯己が欲をとげざるを愁ひて足ることを知らず甚しひるは甚愚なるにや夫死生富貴は天命に定まれる人力をもて求むべきにあらずと雖今や泰平に生れあひて民俗の常格に時節相応なる冥加をおもはず時勢に逢せず欲をたしなむる志なき

心ありて其時節柄とて捨ることなきハおのれが恐れなり
ねがふ事のなきざるのミ也是天子の民の治世の仁恵と
不弁ざるものなり

㊁往古ハ貝をもつて宝とし今の金銭のごとく通用せしゆへに
寶と云販と云賤賦貨賂などみな貝の字に属す其貝や今
児安貝を宗との宝貝とし梅貝の類ハ螺と蛤とに二種を出し
栄螺辛螺田螺法螺蝸牛鮑みな同種異形なり甲ある
麝の有ものハかりなきものハ蛤の数々文蛤瓦壟子蜆蝌
のたぐひありみなまいしよより行思ひといゑるより婚姻式

縁にハ鮑を嫌ふ是蛤の様の偏なれバ嫌ふなり鮑ハ螺の類
なり め殊に螺さて蛤の片かるしハ気あり一向これのミ
嫌ふハ婚礼の甚しきものと説くハ鮑ハ雌雄有り女貝と男貝
ハ常人も喰ふかるべどもあり貝にて婚姻などに忌むべきものか
牡蛎なりて天地の間雌雄陰陽かゞざるものなしと牡蠣にかぎ
りて雄ばかり有て雌なき夫婦の事なせずして種を生ず牡有て牝
なければ牡蠣と云さるハ婚姻に牡蠣ハ禁ずる也鮑を行て嫌ふや
古人打鮑熨斗を婚縁に用ゆる事それ心有る

㊂わらかれいろくれ柳をよみて今風雅者流相傳とる

粉くのかしはを揚るにかしはゝ額をくべく饗膳の上三寶
などに敷用ることいにしへの儀とれ按ずるに今の葺と云ものゝ
往古のかしはといへるものに准ずる也食物をのせるとの古云
かしはとふへるみや搭郭紙かしはでと讀りしハ人などいへり
今古風部りきたる膳須の葺ヲ捨てよ枚ぞへを用ることいなり
例枚捨るど霜雪に推揮せぬ常葉なるべきなるりまさ
其柏傳の中なも柏ゆりおほく柏いと云ぞどよりて来る如差
つりとおもる
まれをにの産ありかざてもかしはいうふなまでこそ人ゝ意へ見えや

これを海中の石をよみ又山石とかしはといふ事を門音別義なる
由し杉柏を常葉なり巌石ハ堅石なり堅石ミイの夜とし
名にかしはを転ぜりとといふもの義ひあるべし埴子の尊に
三柏の紋を流るハ天の巌樟ふ参ふせまると云義なり三天の
三ツ柏ハ堅石柏の義を失せりと見え又このかに伊勢斎非穂
の御目柏といへる当り義を深れるも
㊃盃ヲ織部形といへるものの首て小盃なりより延喜の昨
人などの盃を織部と名付る人もなりとるや元豊臣家のとき
日根野織部正高吉と云人の好まれし形とるへ依て織

綛形と云へるは織紋と云は古織なれバ別人なり日根野氏は
武備調ひし人にて武器の物数寄名人なりとやさまざまに
武器に名のこれり

(五) 児手柏と云ものゝ側柏これに類して葉も児手といひ
へるその授と知らば一種側柏に似て 実を結ぶ
その和州添下郡斎条村と云処ハ筒井家の臣斎条若狭守の
郢址なり此村に専福院といへる浄土寺あり其庭際にあり是
是を植て或とき右京の東条原と云処の男大和添上郡高
樋谷の樵夫などにえせ得りしに知らざるよしいへり株ぞるに如此

実を結べば児手柏とハいふべし

(六) 正月十一日をん帳織帳紋上書日などとてその商賈大
きに祝ふなり多くは此日上書をきるなり是初春の初より帳
紙ひをと十一日に始むと専ら古老に尋ね都鄙に求むれども疾と
分かるならざりしが此日書林の求めより俳諧の季に寄年紫を
述るに付衛集じにて之より帳は織増さんとを欲し織初を
餘し耳を截さんと不悔帳は増を悪で衣に織みんを出さとく
帳は空にゆくところを林ぶゆくに初不成就日を用ひむ三日は初る
不成就日なれど三日の内成就事をふ味よりて式日の外十一日

と物不成就日とさる左室へゆうざるとぬし織場さんてとを
歿し給ふへなるべし四十年尋求むれどおれに擾なし
(七)本邦の眼鏡と云ものハ眼のためによろしといへど実ハ忌
よろしからずとぞ今日本にて制せしめがねハ眼のためによろし
夫眼ハ青色を薬とし膿育して眼を養ふからず者ハ
遠左よ石菖蒲などの物を多く眼を養ふ日本制作眼鏡
ハ自然に青を育てよろし本邦の目鏡を用ゐるときハ其上
寒冷のときハ眼を虚寒せしむ眼に損害て益なし眼を
常に外より温め内より涼からしむるよう給しかるらんハ害

冷の気勝しむべからん眼の性を害し八十刹を一涙二酒三湯
四火五行六音七若八風九向十細とあり総て一身
の日月にして明らかならざれば万事休也と云武云
及び氏とも失明しては身をとる事疑ぬ阿蘭陀人のたし
なむ眼鏡は皆青色なりとるや本邦にては阿蘭陀は用ゐ
ざれば左なきとみんまで和産の物然るべし且大阪日本橋の
南にて阿蘭陀行の傘をうるもの青紙に油を引きりて
売る目を衛るらんを
(八)懶架といふものハ今の見台なるよしまつると大枝流芳が雅

遊漫録に従りて竹の書架を懶架と記るせしより世俗見
臺と懶架とを別物とし書を架るを云ふ義を架ハ棚と見
誤りて竹の書架を懶架とせり架ハ擱るまでと是ハ本をと云義
なり懶の字の義おすひ非るべし

魏の曹丕歌架を作りて所おかる書を納るこれ則懶架と同物とぞ

⑨白石李一名鶏距子又根損又ハ窟屋律と云もの錦酒の
酔を醒し又痘瘡の目を閉鼻塞がるものを開始なり選て
洗ふ事毒気を去り但し盲の事なる俗に窓をおろしく
と云ものも是ハ不厭事ながら猿児の眼見てざる内ハ唯
来て不止ものに用ゆ事

⑩大和の平格を畿内にて御所柿と称し又末巨勢乃
庄より初て出しゆへ巨勢柿と云を川都の国府附会して
御所柿といえり又大和の柿の名産ある所の中冠首
てくるや往昔武甕槌命常陸の鹿島より今の春日山
御鎮座のとき鹿に駕ると云柿の枝を鞭と云後下より
雑記らもまづせり足より大和に産るもの名小あるどとうや
其御鎮座の折り風雨などに彼是徳ふの社に今もある孫
連綿とて甚時にまぢし某の裔今四十一代を経て嫡傳相
承の人に市川某とて一乗院家の家士なり辰の市北浴河の

清水墨染九條西九條と云如く往古より此人より此法を守
あへり
（十一）茜染ハ染る絹布とも潮の風にうるほひても色よく保る
とて船幕を染るハ茜を用ゆる事なり今京師にて茜染
とのを染るに上品を山科茜と称し古来藤森の郁来せ
ざるもハよき茜染ハ深草堀川山科にて染むるや今ハ
藤森も染し所も郷里により茜染とよぶハ古名の跡
ゐるなるべし
（十二）河古多凡とよむの裏目より人の賞翫せしに今ハ絶てみ

行ぐに随分美味なる物にて其産地より凡毎に用ゐるを押
て出世に近世西凡盛なりしより河古多凡を作る染西凡ハ清
らかもおく皆つぶて見える元の世祖西征の後西域より種
を中夏に入れて雑俎に見えたり本朝にハ寛永のころ
琉球より薩摩へ渡る長崎にハ慶安の頃渡るとや京へハ
法ハ来るものハ寛文延宝のころ勢州より商賣種を初めて河古
多凡も今ハみあまねしや
（十三）物産常なるにあらず今もくに今も古の古貴くしよ
いあしなりのあり雑臘に梅るべく唐より牡丹貴し本朝古今

に梅を花とし後世桜を花と云る類数挙て遑あらず著
瞭なり今貴人の甚だ松魚の東都に於るや泥亀の
京摂に於るや鎌倉魚一角の類ひと云べきなれ
⑭三都の花ハすたるゝ金の地に住居を構へ庭には樹木を
植るに花の咲木ハもらなし春花を見るに縁深く夜縁薄
く熱鬧を喫ハ秋月を楽しむにも縁ありて落葉して後ハ窓
うく清く明らかなり華麗花は常にそのどの花の絶えハ貴
桂の花上ると山野よれ隠者のめでたる花なるべし
⑮うたひは俳諧の源氏物語なりと云事までも両流の板

行せし本ハ板行せし皆儀字あるを元本と卯月本と云これを
寛永六年卯月と慕閑の奥書有ゆへなり今持謡曲風なれ
板行せし書物ありげに家ハ組齬又ハ謡字家の字を違あれ
ど義に拘はらぬ事なれども用合にあふてハ志あるべく
たとへば山姥の曲に荊蕀蒲柁てと不殊字を清きて謡ひ
蟻通にエニテウ南枝と拗音を用ゆるなど申と近く吟味ハ有
なり偏音曲ハ其道のならひにて家本ニ正しきが左道なる
てり謡本の齟齬を容易に咎むでうべいるに謡ハ俳諧の
源氏なりとらんど謡曲を学ぶにして謡本なりと読むれ

是非をかつ事甚敷し

（十六）物しる人の方にも掟あることも有り実に世俗是に似せ絹

なるものを似せ山といへるは元来上品新田山より武州秩父

絹に似たる絹を織出せり至て麁物にて東都の絹局これを

呼られ新田と云を上略して山絹とぞいひしとなり無地のいろ

そのまゝ條がらく京師の練殿式絹に糊を引て其上を小紋染

にしたるを表見れば地厚なる絹とおもひしに新田山絹は餘

麁く的なる絹を染なるの事にて似せたるものを新田山と云

ならはしけり

（十七）納豆と云ものは清水の豆豉又文字納豆と云ものゝ総名にて

及び所謂唐納豆浜名納豆夏納豆なり京師にて唐納

豆と云ものは又二品有り薪納豆浄福寺納豆ありて同制の

ものと見えて大同小異あり薪納豆は南山城薪村酬恩

庵より出れ元は一休宗純禅師制し初給へるとかや又浄福

寺納豆は一條浄福寺と云浄家の梵刹より出後何の木の

葉にて挟みて押ひらめたるものにて其の葉形あれども京

師は其餘の寺々にても製す又浜名納豆といふ物は遠州の寺

院より歳末年始に旦那に贈る縁山寺味噌に類せし物也

東京府下大久保餘丁町四拾貳番地坪内雄藏

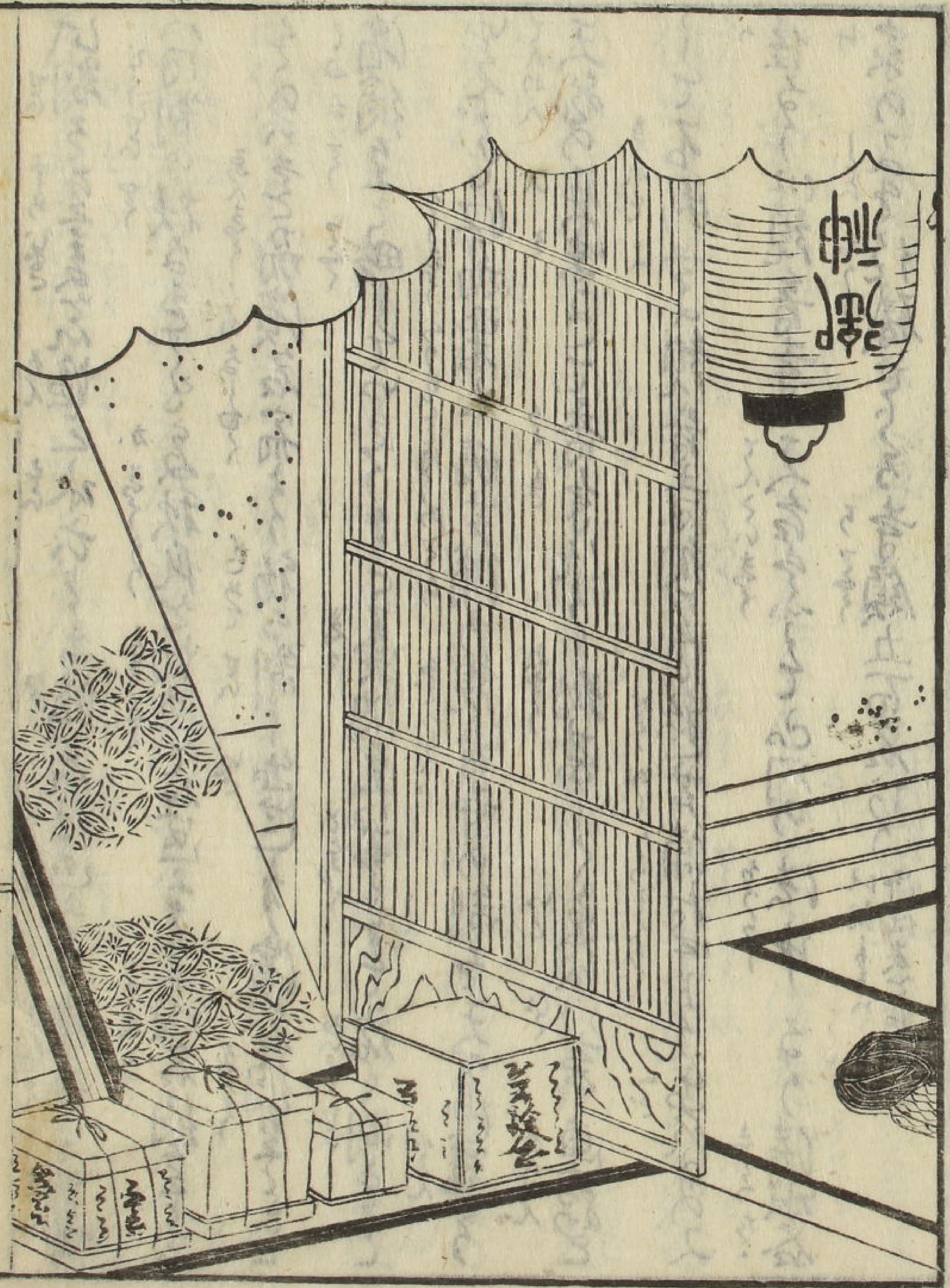

此製ハ丸麦を塩と水と法のごとく仕込ミたり径山寺味噌
八同製の様なれども夏秋風を切込て仕込ミたり浜名納豆と云
そのハじめ遠州浜名郡より初る制し出せしより浜名納豆と云を
浜名納豆と略して呼なりさて其納豆ハ所々にて多く制すと
いへども江州栗太郡芦浦の観音寺の制を天下に冠とす
天然の美味にして香気はなはだしく名品の事連綿と
して断く奇麗なる観音寺納豆と称し芦浦村中より出るもの又
佳なり此観音寺ハ天台宗にて山門の法中なり清水谷
家の子弟住職せらる寺領五百石なり此観音寺ハ御代官を兼らる也

(十八)沢庵漬と云ハ大根なり菊岡氏の世事談といへるも
のに和尚の製し初めしよりいふと云りさて沢庵和尚ハ
但州の産にして名ハ宗彭号ハ冥之と称し東海寺の開祖
正保弐年九月円寂せらる墓ハ一箇の円石のミなりと云
これに擬して大根の香の物に似たり故に沢庵漬と香の物の
沢名なり和尚ハ只其世の人なり香の物ハ右のごとく成べし世事談
の説のごときハ目頭質の前ぞなりと云べし
(十九)重石ハ小付と云俗諺諭なり俗間にいへる事なり地蔵経
及び菩薩の悟るとうけんもまた仏の座も三度といへるも様

孔子も二歳せべ可しとは師曠兎角俗諺をむかふことにりて
然も益有ともみゆるし八十の子子と云ハ漢書文帝紀
八十翁女小児と有よりいゑるなるべし
(廿) 相刕の鴫立沢と云処にゆりて見れハ沢辺なる海濱
なりてむ西行法師の鴫立沢と詠のもいへより名所とても
あく吽鴫のさい沢辺にて詠たひしとも一説墓所にて死ぬ
立沢と云憶説ありとぞ云し武州東武御下向の時
にてそのく鴫立沢と思ひ出ては、むたんなるき身とやいはらん
(廿一) 本家とは宗家まどとにて京都の民俗これをやとと云ことぞれ

母屋とは正堂なり御の字ハ尊称の上に加ふる本邦の風なり
御母屋と云なるべし
(廿二) 雪隠と云ハ清土福州雪峯の義存禅師常に往て掃
除し是於大悟を得らり故雪隠と名ぞく佛の経に東に有
を東司と云西に有を西浄と云て清土も廁と云圊と云溷と
云後架と云其餘多く雅名を付らり夫日輪ハ東に出て西に
没し食ハ口に入て肛門より出穢物ハ皆め穢り至土ハ日輪の沈国也人雪
隠と尊みて伽藍の数に入られたり
(廿三) 金銀の利足ハ利息なり史記の索隠に息猶利とのべて白

會日借して子を生ずるがゆゑに息と云　按ずるに青蚨ハ子
母銭を作ると云説ゆゑ此寓言あるべし地すところの地を母とし利を
子とし借り唯貧人ハ子孫もうらんとを欲し福者ハ釜に
その果を知ずへ嗚呼世俗福者子なくし貧人児孫の多なれ
ことわざにも謂る事やといへれかゝときこえて本もなき子も多くといふ
なるよしなり

（廿四）○世清土より船来りの磁器にジツキとてつくる植治めなる
蛸盤の石盤の模様及び背及び貨店十錦と書なりし盤
裏桝に刻金と手て今の流金彫などに類するなり刻の

清音の鐸佐などかくおそろ

（廿五）九字とて冊子に書しそのハ六甲秘呪とて道家の邪魅を
遣る呪なり抱朴子に臨兵闘者皆陳列前行と云を所為
せしハ仏家ハ釋氏に預らざる事とてなり仏の称なれ扱しも
あしらひとすべきなり

（廿六）前日及び生産神の参り札などの前日を後宴と云仏菩
薩の参詣日を御縁なり此御縁日の事按ずるに日をうちへと
定まる日のありきと定なさるなり甲子庚申己巳などの日など
定めがたし是ハ東山殿の時諸寺社代参を定られしと云を待

とれくせらるゝ日と云略にて定むべき日を撰みて定らるゝ事
監觴なりとぞや
(廿七)荷前の使を差遣ハ佛隋書に出たり荷前は
俗に云初穂なり諸国より貢進の新穀御調荷前と諸社
及九陵八墓などへ奉らるゝ故に荷前使とハいへり今も式に見ゆる
どゝも此事を出せり
(廿八)御簾人御簾子などゝ若き新婦を貴称すると未熟なる
とて云なり家事姑に譲して己ハ不関家に處するためなり
御曹司とも云も此理なり曹ハ局なり俗に云部屋住の通称とも云なる

なまり言なり
(廿九)竈を京師南都の俗クドと云大坂ハヘツイ或ハカマドと云
江州にロクダイと云和州にタイベツイと云民のかまどの縁ひに
あらうと古俗にまつりかまどべかりけるハ古云ふ塩竈炭竈ハ塩カマド
炭カマドの略語なるべしクドハ火處の轉ぜるなるべしカマドハ
釜所の轉ぜるにてロクダイと云ハ京師の俗に申しかど按ずるに爐
火臺の轉ずるなれバ京摂より雅なる名にして優なり愚が著
せし東牖子に江湖のことばを載る粗揚よき云語多く有抜なり

とれくせられし日と云ふ時にゑらぶべき吉日を撰みて定められし事

濫觴なりとぞや

㉗ 荷前とハ定荷前の使とて毎歳諸陵に出されし荷前とハ

俗に云ふ初穂なり諸国より貢進の新穀御調荷前を諸社

及九陵八墓などへ奉らるゆゑに荷前の使とハ次第式に合る

ども此事を出せり

㉘ 御寮ハ御寮子などゝ書き新婦を貴称すると未熟居住

と云義より家事を姑に譲して己ハ不関家に處とるのめ也

御曹司と云も此理なり曹ハ局なり俗に部屋住の通称と成なる

あるべし

㉙ 竈ハ京師南都の俗クドと云ふ大坂ハヘツイ或ハカマドと云

江州にロクダイと云ふ和訓にタイベツイと云ふ民のかまどの縁ひとつ

あり土古語ハ書つくりて家べかまどハ古云ふ塩竈炭竈ハ塩カマド

炭カマドの略語なるべしクドハ火處の轉ぜしなるべしカマドハ

釜所の轉ぜしにてロクダイと云も京師の俗ハ甲しめど按ずるに爐

火臺の轉ずなれバ京摂より雅なる名にして優なり愚の書着

芸し東儞子江湖のことわざ粗揚よき云語すく有様なり